

○農林水産省告示第千九十一号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第一の規定に基づき、平成六年十月二十五日農林水産省告示第千四百四十七号（オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアール二イー二種、ケイト種、ケンジントン種、ケント種及びパルマー種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のよう改訂し、公布の日から施行する。

令和五年九月五日

農林水産大臣 野村 哲郎

次回より、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

	改	正	後
	改	正	前

一 植物及び地域

マンゴウの生果実であつて、オーストラリアで生産されたものであること。

一 植物及び地域

アール二イー二種、ケイト種、ケンジントン種、ケント種及びパルマー種のマンゴウの生果実であつて、オーストラリア連邦植物防疫機関が濃密な病害虫防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。

三 輸出国における検査及び証明

(一) オーストラリア植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信する旨記載されているオーストラリア植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

(二) オーストラリア連邦植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信する旨記載されているオーストラリア連邦植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

四 輸出国における消毒

蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、生果実の中心温度を摂氏四十七度とし、その温度以上で十五分間消毒すること。

六 こん包及びこん包場所

(一) (略)

四 生産地における消毒

蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、生果実の中心温度を四十七度とし、その温度以上で十五分間消毒すること。

六 こん包及びこん包場所

(一) (略)

七 航空携行手荷物の保管場所

航空携行手荷物として輸入される場合にあつては、当該生果実がオーストラリア植物防疫機関により指定された場所において保管されていたものであること。

三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実の各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナーには、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

七 航空携行手荷物の保管場所

航空携行手荷物として輸入される場合にあつては、当該生果実がオーストラリア連邦植物防疫機関により指定された場所において保管されていたものであること。

三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実の各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナーには、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

九 表示

三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実の各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナーには、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実の各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナーには、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。